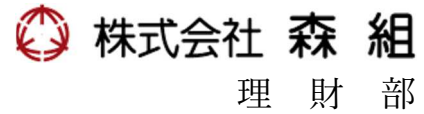


令和 3年 6月吉日

お取引先様 各位



「でんさい」による支払いに関するご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社ではお取引先様への代金支払方法につきまして従来の「約束手形」に代えて「でんさい」による支払いを開始させていただくことを予定しております。

「でんさい」による支払いも広く世間に普及したことから、一部お取り扱いが困難なお取引先様を除き、原則「でんさい」での支払とさせていただきたいと考えております。

つきましては、下記の『約束手形』から「でんさい」への変更について』をご確認していただき、ご同意いただけましたら、別紙「取引先登録用紙」にご記入・ご捺印のうえ、下記住所までご郵送いただきますようお願いいたします。

今後とも倍旧のご高配を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

◆ 「約束手形」から「でんさい」への変更について

1) 開始時期 『取引先登録用紙』のご提出後、登録手続き完了の翌月以降
(登録完了のお知らせは、メールにて通知いたします。)

2) 変更対象 手形代金相当額の支払のみ
(※支払条件(支払期日、現金・手形比率)の変更はございません。)

◆ 『取引先登録用紙』送付先、問合せ先

〒541-0045

大阪市中央区道修町4-5-17

理財部 榎山

☎ 06-6201-5898

以上

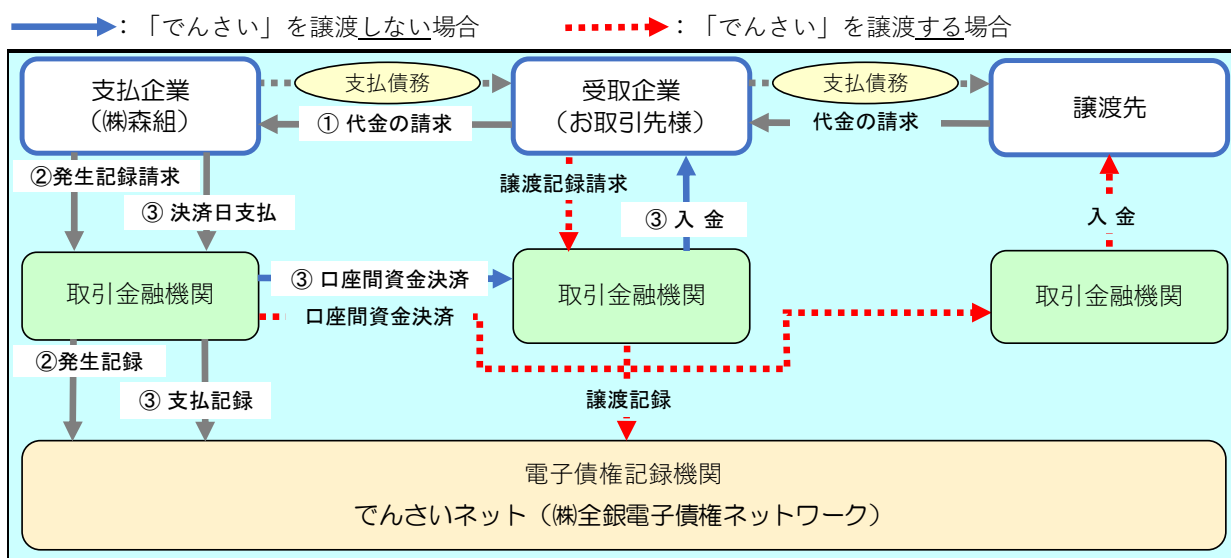
「でんさい」とは

1. 「でんさい」とは

約束手形に代わる新たな決済手段として、(株)全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）が提供する電子記録債権で、全国の各金融機関で利用することができるサービスです。

※「でんさい」を受領いただくお取引先様は、事前にお取引先様の取引金融機関を通じて「でんさいネット」へ加入していただく必要がございます。

2. 「でんさいネット」での取引イメージ



- ① お取引先様から当社へ請求書を提出
- ② 当社が、取引金融機関のインターネットバンキング等を通じて「発生記録請求」を行うことで、でんさいネットに「発生記録」が記録され、「でんさい」が発生します。
- ③ 支払期日になると、自動的に当社の決済口座から決済資金が引き落とれ、お取引先様の決済口座に入金されます

※譲渡請求（手形でいう裏書譲渡）を行う際はお取引先様の取引金融機関のインターネットバンキング等を通じて手続きを行って下さい。手続き完了後、支払期日になりましたら、当社より譲渡先へ支払が行われます。

3. 「でんさい」のメリット

事務負担の軽減	・金融機関への取立依頼が不要になります
コスト削減	・領収証の発行が不要になります（※印紙税の削減） ・手形の保管に伴うコストが削減されます
リスク削減	・手形の盗難、紛失リスクがなくなります
利便性向上	・債権金額の一部を分割して譲渡・割引が可能です ・金融機関に出向くことなく、譲渡・割引が可能です